

舞鶴市総合文化会館運営方針策定業務 仕様書

1.業務名

舞鶴市総合文化会館運営方針策定業務

2.趣旨

本仕様書は、舞鶴市（以下「本市」という。）が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めるものである。

3.業務目的

本市の文化芸術活動の中核を担っている舞鶴市総合文化会館は、1983年（昭和58年）の開館以来、40年を超え利用されており、施設・設備の老朽化と機能面の不足が課題となっている。また2021年度（令和3年度）の市直営化を経て、本会館には専門性の高い運営体制の構築、プロモーションの抜本的強化、新たな収益源の確保、そして多様化する市民ニーズに対応した多角的な利用方法の検討など、持続可能な運営体制が求められている。これらの複合的な課題を踏まえ、本業務は、第2次舞鶴市文化振興基本計画に準拠し、以下の二点を包含する「運営方針」を策定することを目的とする。

(1) 【持続可能な運営方針】

市民サービス向上と文化振興に資する、具体的な運営方針

(2) 【長期的な施設整備・更新方針】

老朽化だけでなく、機能面の向上や財源面等も考慮した設備の整備、修繕方針

4.履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

5.対象施設

舞鶴市総合文化会館

所在地：舞鶴市字浜2021番地

敷地面積：8,541㎡

建築面積：4,385㎡

延面積：6,923㎡

構造：鉄筋工クリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート5階建

竣工年：昭和58年11月

6.関連する上位計画

第7次舞鶴市総合計画

第2次舞鶴市文化振興基本計画

7.業務計画書

(1) 受注者は、契約締結後速やかに本業務に着手するものとし、着手に当たっては、業務計画書を本市に提出すること。

(2) 業務計画書には、下記事項を記載することとし、発注者の承諾を得ること。

①業務概要 ②実施方針 ③業務工程表 ④組織体制 ⑤打合せ計画 ⑥成果品の内容、部数 ⑦使用する主な図書及び基準 ⑧連絡体制 ⑨担当者の一覧表及び経歴 ⑩その他必要事項

(3) 業務計画書の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を得ること。

8.資料等の貸与

本業務の実施に関して本市が所有する資料等は、所定の手続きにより貸与するものとする。

9.業務内容

業務内容は次の(1)～(2)に掲げるものを基本とするが、具体的な内容については、受注者からの提案を受けて最終的に決定するものとする。

(1) 基礎調査

①現状調査および課題整理

本施設の利用状況、施設・設備の状況等を整理し、運営面および施設面における課題を整理、抽出すること。

②市民ニーズおよび地域の文化芸術環境の調査支援

本市が実施する、市民ニーズ調査（ワークショップやアンケート等）等について、助言および支援を行うこと。

③施設機能の明確化

「鑑賞・創造・交流・学習」の各側面から、施設の長寿命化に合わせ導入すべき機能を整理すること。ユニバーサルデザインの視点によるバリアフリー化や、市民の多様な活動を誘発する交流・創造空間の充実など、利用者の利便性と施設稼働率の向上に直結する機能改修の方向性を整理すること。

④類似施設との関連性調査・分析

市内の類似施設の利用動向等を分析し、本施設が担うべき機能や、他施設との効果的な連携の方向性を整理すること。

(2) 舞鶴市総合文化会館運営方針の策定

次に掲げる事項等について(1)を踏まえ、持続可能な運営および施設整備・修繕に関する基本的な方針を示す方針（本編・概要版）を策定すること。

①基本理念および役割の明確化

「第2次文化振興基本計画」に基づいた、本施設の将来的な役割および基本理念を整理すること。

②運営体制

専門人材（アートマネージャー等）の活用、外部機関や他施設との連携、および職員スキルの向上を通じた運営体制について検討するとともに、直営および指定管理者制度等の手法の比較検討を行い、適切な方向性を示すこと。

③利用促進・サービス向上

市民ニーズや、現状の社会情勢に応じた最適な利用方法・料金体系の考え方について整理すること。

④事業企画・誘致手法

自主事業の企画方針、アウトリーチ活動の方向性について整理すること。また、民間プロモーター等を誘致した共催の具体的な枠組み、誘致手法を整理すること。合わせて、文化団体や学校等との連携、質の高い公演を継続するスキーム案を示すこと。

⑤戦略的広報

SNS等を活用した情報発信戦略の検討、本市に最適な広報手法を整理すること。

⑥施設整備、修繕方針計画

今後の施設設備の整備や修繕に係る基本的な考え方、優先順位および方向性を整理すること。

⑦最新技術への対応および施設機能の高度化・バリアフリー化

Wi-Fiや配信設備等のデジタル化、脱炭素化（LED化等）に対応した舞台設備への改修に加え、ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化、内装・舞台設備の更新、省エネルギー対策等、施設の魅力と快適性を向上させるための整備に向けた考え方、方向性を整理すること。

⑧財源確保と施工計画

国、府の補助金や地方債等の活用可能な制度について調査し、提案すること。合わせて、事業費の平準化や休館期間などを考慮した、効率的な方針を提案すること。

10.成果物

成果物は以下の校正を基本とし、「9 業務内容」を充たすものとし、製本および電子媒体による。

- (1) 舞鶴市総合文化会館運営方針（本編）
- (2) 舞鶴市総合文化会館運営方針（概要版）
- (3) その他本業務の実施にあたり作成した資料一式
- (4) 製本による成果物は、カラー刷りでそれぞれ2部提出するものとする。
- (5) 電子媒体による成果物は、1部提出するものとする。

11.成果物の納期および納入場所

納期：令和9年3月31日

納入場所：京都府舞鶴市生涯学習部文化・国際課

12.その他

- (1) 業務委託の内容は、第三者に漏洩してはならない。またすべての著作権等知的財産権についての権利は、本市に帰属するものとする。
- (2) 貸与品は、業務完了後すみやかに返却すること。